

食安輸発0513第1号

平成25年5月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(中国産養殖鰻加工品の検査命令免除リストの更新)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年5月10日付け食安輸発0510第1号）にて通知したところです。

今般、中国政府から輸出用鰻製品加工企業及び養殖場リストを改正した旨の連絡があったことから、同通知の別表31を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いいたします。